

Title	フランスにおける官公庁契約の行政化と行政契約
Author(s)	國井, 義郎
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44787">https://hdl.handle.net/11094/44787</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a>〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	くに 井 よし お 郎
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 1 8 3 4 4 号
学位授与年月日	平成 16 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	フランスにおける官公庁契約の行政化と行政契約
論文審査委員	(主査) 教授 村上 武則  (副査) 教授 知原 信良 教授 高橋 明男

### 論 文 内 容 の 要 旨

行政主体が、行政目的達成の手段として私人と契約を締結することは多い。しかし、わが国において、行政契約を統制する行政法上の一般的な理論が確立していないように見える。これに対して、フランスにおいては、行政主体が私人と締結する契約のうち、公益優先主義の観点から行政主体に一方的変更権を付与する等の法効果を有する行政契約が認められ、その基準と固有の法効果が確立されている。フランスの行政契約とその理論は、わが国の理論展開にも有益な示唆を与えるに違いない。

このような観点から、まず、行政が締結する契約手続を規律する官公庁契約法典に準拠した契約と行政契約との関係を検証した。この検証の結果、少数説は官公庁契約概念と行政契約概念とを同一視しているが、判例・多数説は、「契約の自由」を担保する見地から、官公庁契約に準拠した契約であっても行政契約の基準を充たさなければ行政契約と認めないことが明らかになった。しかし、「契約の自由」を保障すると、官公庁契約に関する裁判管轄が複雑になるという短所がある。

近年、この行政契約と官公庁契約との関係をめぐり、伝統的な理論とは対照的な立法政策が採用されることとなり、その理論に一石が投げられた（「官公庁契約の行政化」）。その契機は二つで、第一は、「法的安定性」などの EU 法上の諸原則を実現する要請であり、第二は、行政契約をめぐる訴訟での裁判管轄を簡素化する必要である。

この「官公庁契約の行政化」への接近により、一方では、EU 法の諸原則を国内実施するための立法である MURCEF 法が有する問題点を検証し、他方では、フランスの行政契約理論と MURCEF 法との相克に接近することによって、行政契約理論と行政訴訟制度を一般国民にとって利用しやすい優れた制度として再構築する上での示唆を得ることを目指している。

### 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、フランスの行政契約に関する法理の研究である。フランスの行政契約の場合、わが国とは異なり、徹底した公益優先主義をとり行政に特権を認める一方で、私契約者を保護する法効果も確立している。

このような法状況の下、本論文は、フランスの行政契約論について、とくに官公庁契約法典に基づいてなされた契約

に関して、判例・学説および立法状況までを含めて総合的に考察し、フランス行政契約論の意義と問題点を明らかにするものである。

フランスにおいては、従来は、多数説および判例は、契約締結手続が、官公庁契約法典に準拠しているとき、さらに法外条項・法外制度等に基づいて、実質的に行政契約の基準を充たした契約のみ行政契約としていた。

しかし、2001年に成立した新法である MURCEF 法により、官公庁契約法典に基づいてなされる契約は行政契約とすると規定された。これにより、裁判管轄も行政裁判所に一元化されるというメリットが得られること、および官公庁契約が一般的に行政化されることになると指摘されうる。本論文は、このような新法の動きを詳細に分析し、その意義と問題点を指摘する。

このような分析に基づき、本論文は、フランス行政契約論がわが国の行政契約論に対してどのような意義があるのか、あるいは示唆を与えうるのかについて考察し、一方的解除権など、積極的に導入する意義のあることを指摘している。

以上の内容の本論文は、わが国においては、未だ上記の MURCEF 法との関連でフランスの行政契約の研究をした業績がないことから、大きな学問的価値を有するものとなっており、それゆえわが国の学界にも大きな貢献をしていることが認められ得る。以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するのに十分な価値を有するものと認定する。